

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める要望意見書

さまざまな課題を抱えた子どもたちがふえる中、一人一人にゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。国は、こうした地方の動きに後押しされ、平成23年度は小学校1年生で、平成24年度は加配措置で小学校2年生の35人学級を実施しました。しかし、それ以後、国としての小学校3年生以降の35人学級前進は7年連続で見送られました。

国に先駆けて実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、子どもたちの学習に対する理解や意欲も高まり、また、教職員がふえることで子どもと向き合う時間がふえ学校が落ち着いてきたなど、少人数学級が子どもたちの教育に大きな効果があることが明らかになっています。

35人以下学級の前進は圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。それに応えて自治体独自の少人数学級は今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進とそのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増で35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、国においては、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。
2. 国は35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日

北海道余市郡余市町議会議長 中井寿夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣
文部科学大臣